

桜町再開発・事業認可に向けて

再開発事業に様々な権利を有する、広範な権利者の意見を提出しましょう！

桜町再開発事業は、熊本市に再開発会社から事業認可申請書が提出され、認可に向けて事業計画の縦覧が行われました。事業に対する意見書の提出は、3月25日までです。

再開発事業は、事業の実施によって、関係者のさまざまな権利にかかわる問題が生じるために、都市計画ばかりでなく、それに基づく詳細な事業計画についても縦覧に供し、関係権利者に意見書提出の機会を与えるべきとされています。

「権利者」の範囲を狭めようとしている熊本市の対応は誤り

熊本市は、今回の意見書提出にあたって、権利者の権利を証明する書類の提出を求めています。

しかし、意見書提出に証明書提出を求めている自治体はなく、法令にも

規定はありません。熊本市の対応は、意見書提出の権利・範囲を狭めようとするもので、都市再開発法が定めている意見書提出の目的から外れるものです。

再開発に何らかの関係ある土地の住民、利害関係人は意見提出ができる

「都市再開発法」の逐条解説では、「関係ある土地」とは「事業予定地に隣接した土地などを含み、事業予定地内の土地に限定されない」と解釈しています。要するに、再開発に何らかの関係のある土地の住民、再開発の利害関係人については意見を出せるというのが条文の規定です。

法の趣旨に則り「関係権利者」も含め意見書提出が認められるべきです。桜町再開発事業でも、現在の桜町地区の建物施設の利用者、交通センター利用者、県民百貨店がなくなり買い物難民になる人、従業員・テナントなど、再開発によって従前の生活に影響を受ける人は当然意見を述べられます。

全国の再開発では広く意見聴取

全国的な再開発においては、この趣旨で意見書が提出されています。

東京都世田谷区の二子玉川東再開発の場合、再開発地区周辺の住民だけでなく、世田谷区域はもちろん、江東区や狛江市の住民からも意見書が出され、口頭意見陳述までされています。



意見書の締め切りは、3月25日

- 意見書を提出する事業計画
「熊本都市計画桜町地区第1種市街地再開発の事業計画」
- 再開発に係る権利
地権者・借家権者・利用権者等
- 宛先 : 熊本市長
- 住所・氏名を明記
- 意見（口頭意見陳述も希望できます）
以上を記載して提出します。

【提出先】

熊本市役所・都心活性推進課

【3月議会での主な議案の賛否】

	共産	自民	未来	市民	公明	市政	教育	自由
2015年度当初予算	×	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料の値上げ条例	×	○	○	○	○	○	○	○
消費税増税中止の請願	○	×	×	×	×	×	×	×
TPP・農協解体に反対する意見書	○	×	×	○	×	×	×	×
集团的自衛権撤回の意見書	○	×	×	○	×	×	×	×

*2015年度当初予算は、MICE推進予算10億円、再開発会社への無利子融資20億円が計上され、市民病院の耐震化・建替の予算は凍結、一方、子ども医療費無料化の中学3年生までの引上げ、がん検診無料化は予算化が見送られました。

*日本共産党は、「消費税増税中止を求める請願」の紹介議員になって賛成しました。

*「TPP・農協解体の反対」「集团的自衛権の法制化反対」の意見書を日本共産党・市民連合で共同提案しました。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 941
2015年3月15日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/



年金は目減りなのに、介護保険料は引き上げ！国保料は最高限度額 85 万円

(65 歳～74 歳など介護分なし 69 万円)

2015 年度～17 年度の介護保険料値上げが、賛成多数で決まりました(日本共産党は反対)。年金は、消費税 8%増税や物価高騰で実質減額します。一方、基準額は月額 5700 円で 420 円の負担増となります。今回の改定では、第 11 段階と 12 段階が 2 つに分けられ、引き上げ額も多くなっています。(右表を参照下さい)

許せない 介護保険改悪

国は、介護報酬の引き下げ、要支援を介護保険から外す「介護改悪」を進めています。

安心できる老後のために、力を合わせましょう!

第 6 期 (27 年度～29 年度)

第6期	対象者	料率	【対象者】	【保険料】	5 期との差
第 1 段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で 80 万円以下	0.5 →0.45 (公費投入)	36,869	2,565	▲75
第 2 段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で 80 万円を超え、120 万円以下	0.625	14,447	3,563	263
第 3 段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で 120 万円を超える	0.75	13,980	4,275	315
第 4 段階	本人は市民税非課税だが、同一世帯に市民税課税者がいる方で 80 万円以下	0.875	23,920	4,988	368
第 5 段階	本人は市民税非課税だが、同一世帯に市民税課税者がいる方で 80 万円を超える	1.0	19,289	5,700	420
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満	1.15	19,828	6,555	615
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上、190 万円未満	1.3	19,544	7,410	810
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上、290 万円未満	1.5	12,230	8,550	1,290
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上、400 万円未	1.65	3,938	9,405	1,485
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上、500 万円未満	1.8	1,768	10,260	1,020
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上、600 万円未満	1.9	1,024	10,830	1,590
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上、700 万円未満	2.0	690	11,400	1,368
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上	2.1	3,384	11,970	1,938

国保料の最高限度額が、年間 81 万円から 85 万円へ引きあげられ、影響を受ける世帯は 4243 件、9133 万 4 千円の負担増と試算されています。限度額になる所得状況は、世帯の人数により変わります。

「減額」されても払えません！ 国保料率の引き下げが必要です！ 低所得者 2 割、5 割軽減は拡大へ

国の法定軽減が、5 割軽減の 1 人当たりの控除額が 24 万 5 千円から 26 万円に増額され、2 割軽減が 45 万円から 47 万円増額されます。

15 年度分から、均等割り(世帯の人数分で賦課)の 2 割軽減及び 5 割軽減の対象世帯が広がります。下記の表のように、軽減なしから 2 割軽減が、1121 世帯、2 割軽減から 5 割軽減が 956 世帯に拡充され、減額は、5089 万 9 千円と試算されています。2 割軽減を受けても、保険料率が高いために、年間 70 万円所得・1 人世帯でも、9384 円です。更なる国の減免拡充と保険料の引き下げが必要です。

影響を受ける世帯	影響世帯数	改正前調整額 (A)	改正後調整額 (B)	影響額 (B)-(A)
軽減無し→2 割軽減	1,121	207,202 千円	185,575 千円	△21,627 千円
2 割軽減→5 割軽減	956	130,871 千円	101,599 千円	△29,272 千円
合計	2,077	338,073 千円	287,174 千円	△50,899 千円